



くまもと家庭教育支援条例のポイント

家庭での教育を県民みなで応援しましょう！

平成25年4月1施行



家庭教育を取り巻く現状は…

少子化、核家族化がすすむとともに、地域のつながりが少なくなっています。また、過保護、過干渉、放任などの家庭の教育力の低下も指摘されています。

家庭教育支援
の必要性

目的（第1条）

- ・保護者が親として学び、成長していくこと、子どもが将来親になることについて学ぶことの促進
- ・子どもの①生活習慣の確立、②自立心の育成、③心身の調和のとれた成長の推進

基本理念（第3条）

- 家庭教育支援は、主に次のことを大切なこととして、取り組みます。
- ・保護者が、子どもの教育について第一義的責任を有すること
 - ・家庭教育の自主性を尊重すること
 - ・社会のあらゆる構成員が、各々の役割を果たしながら、相互に協力し、一体的に取り組むこと

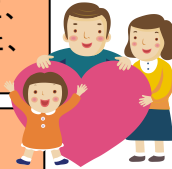


それぞれの役割を定めました



保護者の役割（第6条）

子どもに愛情を持って接し、子どもの生活習慣の確立、自立心の育成、心身の調和的発達を図りましょう。また、保護者自らが成長していくよう努めましょう。



学校等の役割（第7条）

家庭、地域と連携して、子どもたちが基本的な生活習慣を身に付け、自立心を持ち、心身の調和のとれた発達ができるよう努めましょう。



地域の役割（第8条）

地域の歴史、伝統、文化、行事等を通じて、地域で子どもたちの育ちを支えていきましょう。

事業者の役割（第9条）

従業員が、仕事と家庭のバランスがとれるよう配慮していきましょう。

県の責務を定めました（第4条）

県は、市町村、保護者、学校等、地域住民その他の関係者と連携して、家庭教育支援の施策を策定し、実施します。

基本的施策

○親の学び及び成長を支援する学習機会の提供（第12条）

家庭教育に関する学習方法の開発・普及を行うとともに講座の開設を行っていきます。

○親になるための理解学習の推進（第13条）

子どもたちが、家庭の役割、子育ての意義等、親になるための学習ができるよう支援していきます。

○人材養成（第14条）

家庭教育を支援する人材養成を行っていきます。

○家庭・学校等、地域住民の連携した活動の促進（第15条）

家庭教育に関わる関係者相互の連携・協力を進めていきます。

○相談体制の整備・充実（第16条）

家庭教育に悩む人たちのために、相談体制を充実させ、相談窓口の情報等を広く知らせていきます。

○広報及び啓発（第17条）

家庭教育に関する情報の収集・整理・分析を行い、有用な情報の提供を行っていきま

